

高森町社会福祉協議会居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人高森町社会福祉協議会が開設する高森町社会福祉協議会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護または、要支援の状態（次条において「要介護状態等」という。）となった高齢者に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 2 事業所の介護支援専門員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 高森町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 高森町山吹 3618 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護支援専門員 1名
- (2) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- (3) 職員 介護支援専門員 3名以上
職員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名（兼務）
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 指定居宅介護事業の提供に際しては、あらかじめ利用申込者または、その家族に対し、運営規定の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者または、その家族の同意を得なければならない。

2 指定居宅支援事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成または、変更
- (2) 利用者または、その家族及び指定居宅サービス事業者等との連携
- (3) 必要に応じて、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供

(利用料)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、1 km当たり 30 円で精算した額を交通費として徴収する。この場合、通常の事業の実施地域にかかる部分については徴収しない。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用または、その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は高森町の区域とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発防止等のため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止検討委員会を設置し定期的を開催する。また、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対して、虐待を防止するための研修及び、実習を年1回以上実施する。
 - (4) 担当者を設置する。
- 2 事業所はサービス提供中に、従業員または、擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを高森町に通報するものとする。

(事業継続計画)

第10条 事業所は、BCP 委員を配置し感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という）に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び、訓練を年1回以上実施する。
- 3 事業所は、定期的にBCP委員会を中心に事業継続計画の見直し、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延防止対策)

第11条 事業所は、感染症が発生しないように、または蔓延しないように、感染症対策委員会を設置し次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のため、概ね6ヶ月に1回以上または、必要に応じて随時開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。

(ハラスメント対策)

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または、優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護員等の就業環境が害されることを防止するための対応方針の明確化及び、担当者設置等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修年3回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する義務を負う。
 - 3 従業者であつた者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
 - 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人高森町社会福祉協議会と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規定は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。